調布市制限付き一般競争入札実施基準

第1 趣旨

この基準は、調布市制限付き一般競争入札要綱(平成21年調布市要綱第 10号。以下「要綱」という。)第13の規定に基づき、制限付き一般競争 入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事等

制限付き一般競争入札は、次の各号に掲げる建設工事等に係る契約(単価契約を除く。)について行う。

- (1) 設計金額が500万円(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)以上の建設工事
- (2) 設計金額が500万円以上の工事に係る設計、調査及び測量の業務委託
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が制限付き一般競争入札により実施することが適当と認めた建設工事等

第3 対象者の範囲

要綱第3に規定する対象工事等の種類及び設計金額による対象者の範囲は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する契約の対象者の範囲は、別に定めることができる。
- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39年調布市条例第17号)第2条に規定する契約
- (2) 調布市公共工事共同請負方式取扱要綱(平成7年調布市要綱第42号) に基づき特定建設工事共同企業体を結成して行う契約
- (3) 制限付き一般競争入札に付し、不調又は中止となった契約と同一又は同種の契約
- (4) 調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱 (平成22年4月20

日要綱第102号)に基づく総合評価落札方式による入札

(5) 対象工事等の金額、内容及び入札に参加することができる者の数等の状況により市長が必要と認める契約

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び調布市契約事務規則(昭和39年調布市規則第33号)第6条の規定による公示をする制限付き一般競争入札による契約に係る第4第1項及び別表第1項の規定の適用については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第4第1項の表

設計価格	入札参加可能者数
1,000 万円未満	5 者以上
1,000 万円以上 5,000 万円未満	8者以上
5,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満	10 者以上
1億5,000万円以上	20 者以上

(2) 別表第1項

NIC 4-10 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11		対象者の範囲		
業種	設計金額	建設業 許可	経審の総合評定値	地域区分
道路舗装工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事 建築工事	3,000 万円未満		1,000 点未満	
	3,000 万円以上 5,000 万円未満	一般	500 点以上 1,200 点未満	市内本店
	5,000 万円以上 7,000 万円未満			
	7,000 万円以上 9,000 万円未満			
	9,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満			市内本店・支店
	1億5,000万円以上3億円未満	特定	750 点以上	市内本店・支店 多摩地域本店・支店

	3 億円以上			市内本店・支店 都内本店・支店
電気工事 給排水衛生工事 空調工事 その他の工事	3,000 万円未満	一般 特定	1,000 点未満	市内本店
	3,000 万円以上 5,000 万円未満		500 点以上 1,200 点未満	
	5,000 万円以上 7,000 万円未満			
	7,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満		600 点以上 1,200 点未満	市内本店・支店
	1億5,000万円以上 3億円未満	- 特定	750 点以上	市内本店・支店 多摩地域本店・支店
	3 億円以上			市内本店・支店 都内本店・支店

3 前項の規定は、調布市総合評価落札方式の試行実施に関する要綱(平成 22年調布市要綱第102号)に基づき実施する制限付き一般競争入札につ いては適用しない。

附 則(平成23年2月14日)

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の調布市制限付き一般競争入札実施基準の規定は, この基準の施行の日以後に実施する制限付き一般競争入札の公示に係るもの について適用し,同日前に実施した制限付き一般競争入札の公示に係るもの については,なお従前の例による。

附 則(平成24年2月13日)

この基準は、平成24年2月13日から施行する。

附 則(平成25年2月13日)

この基準は、平成25年2月13日から施行する。

附 則(平成26年3月14日)

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の調布市制限付き一般競争入札実施基準の規定は、 この基準の施行の日以後に実施する制限付き一般競争入札の公示に係るもの について適用し、同日前に実施した制限付き一般競争入札の公示に係るもの については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月20日)

この基準は、平成27年3月20日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日)

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の調布市制限付き一般競争入札実施基準の規定は、 この基準の施行の日以後に実施する制限付き一般競争入札の公示に係るもの について適用し、同日前に実施した制限付き一般競争入札の公示に係るもの については、なお従前の例による。

別表 (第3関係)

1 工事請負

NIII ee		対象者の範囲		
業種	設計金額	建設業 許可	経審の総合評定値	地域区分
道路舗装工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事 建築工事	3,000 万円未満	一般	1,000 点未満	市内本店
	3,000 万円以上 5,000 万円未満		500 点以上 1,200 点未満	
	5,000 万円以上 9,000 万円未満		600 点以上 1,200 点未満	
	9,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満		600 点以上	
	1億5,000万円以上 3億円未満	特定	750 点以上	市内本店・支店
	3 億円以上			市内本店・支店 都内本店・支店
電気工事 給排水衛生工事 空調工事 その他の工事	3,000 万円未満	一般	1,000 点未満	
	3,000 万円以上 7,000 万円未満		500 点以上 1,200 点未満	市内本店
	7,000 万円以上 1 億 5,000 万円未満		600 点以上	
	1億5,000万円以上 3億円未満	- 特定	750 点以上	市内本店・支店 多摩地域本店・支店
	3 億円以上			市内本店・支店 都内本店・支店

※ 入札参加資格申請に必要な経審(建設業法(昭和24年法律第100 号)第27条の23第1項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事 が行う経営事項審査をいう。)の業種が複数ある業者については、最も高い 総合評定値を適用する。

2 工事に係る設計,測量等の委託

業種 設計金額	乳乳分類	対象者の範囲	
		地域区分	
工事に係る設計,調査及び測量	500 万円以上	市内本店・支店 都内本店・支店	